

定款等の変更認可申請の際の必要書類一覧

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 役員定数の変更、会計年度の変更 | 5. 介護老人保健施設の開設 |
| 2. 診療所(病院)の移転 | 6. 訪問看護ステーションの開設 |
| 3. 診療所(病院)の増設 | 7. その他の附帯業務の開始 |
| 4. 診療所(病院)の廃止、名称変更 | |

※ 上記の各番号が、下の表の該当番号に対応します。

必要書類	該当番号	1	2	3	4	5	6	7
定款等の新旧対照表		○	○	○	○	○	○	○
社員総会(社団)又は理事会(評議員会)(財団)の議事録(写)		○	○	○	○	○	○	○
現在の定款(写)		○	○	○	○	○	○	○
開設しようとする施設の概要			○	○		○	○	注8 ○
〃 敷地図、案内図			○	○		○	○	○
〃 平面図			○	○		○	○	○
〃 土地の登記事項証明書 (法人所有の場合)			○	○		○	○	○
〃 土地の賃貸借契約書(写)			注1 △	注1 △		注1 △	注1 △	注1 △
〃 建物の登記事項証明書			○	○		○	○	○
〃 建物の賃貸借契約書(写)			注1 △	注1 △		注1 △	注1 △	注1 △
管理者となるべき者の就任承諾書			○	○		○	○	注3 △
〃 履歴書			注2 △	○		○	○	注3 △
〃 印鑑登録証明書			○	○		○	○	注3 △
〃 免許証(写)			注2 △	○		○	○	注4 △
変更後2年間の事業計画			○	○		○	○	○
変更予算書			○	○		○	○	○
拠出(寄附)の申込みを証する書類(契約書又は申込書)			注5 △	注5 △		注5 △	注5 △	注5 △
拠出(寄附)する不動産の登記事項証明書及び評価額を証明する書類			注6 △	注6 △		注6 △	注6 △	注6 △
定款変更認可申請書類の副本		注7 △	注7 △	注7 △	注7 △	注7 △	注7 △	注7 △
変更後の定款		注7 △	注7 △	注7 △	注7 △	注7 △	注7 △	注7 △

※ 必要となる書類は、定款変更の内容により異なる場合があります。

※ (写)を提出する場合は理事長の原本証明(要押印)が必要です。

○：必要書類

△：必要になることがある書類（注を参照）

注1：土地又は建物を賃借する場合は、必要となる。なお、理事が個人所有する建物等を賃借する場合は、理事会において取引の承認を受けたことを証明する書類の添付も必要となる。

注2：現に開設する診療所の管理者と異なる場合は、必要となる。

注3：附帯業務の内容が、新たな施設を開設する場合は、必要となる。

注4：新たに開設する施設の管理者について、資格要件が法律等で定められている場合は必要となる。

注5：新たな拠出(寄附)がある場合は、必要となる。

注6：新たに不動産を拠出(寄附)する場合は、必要となる。

注7：市の指示を受けて提出すること。

注8：疾病予防運動施設及び疾病予防温泉利用施設を開設する場合には、開設しようとする施設等の概要及び運営方法を記した書類が必要となる。

<お願い>

- 申請書類は、添付書類を含め、まず素案（押印不要）の状態で提出し、市担当者の審査を受けてください。
- 審査後書類が整った段階で、市担当者の指示を受けて押印つき書類を提出します。これが正式な申請となります。
- 素案審査は、変更の内容や他の素案提出状況により時間がかかることがあります。特に、診療所の増設や附帯業務の開始など、新たな事業開始が変更理由となる場合は添付書類も多いため、定款変更の事前相談から事業開始までの期間が短いと、定款変更認可が間に合いません。素案は余裕を持ってご提出くださるようお願いいたします。
- 県所管となる場合の定款変更認可申請については、県医療課へ事前にご相談ください。